

## マルクス主義理論史研究の課題（Ⅱ）

——松岡・丸山・田中氏の近著によせて——

太 田 仁 樹

### 目 次

1. はじめに
2. 松岡利道著『ローザ・ルクセンブルク：方法・資本主義・戦争』  
(前号)
3. 丸山敬一著『マルクス主義と民族自決権』  
(本号)
4. 田中良明著『パルヴスと先進国革命：第二インタナショナル・マルクス主義の到達点』
5. マルクス主義現象解明の一環としての理論史研究

### 3. 丸山敬一著『マルクス主義と民族自決権』

丸山氏の著書は民族問題の解決策の相互比較という観点からマルクス主義の諸理論を検討するものである。ペレストロイカの進展はソ連に組み入れられてきた諸民族自立の運動を顕在化させ、「ソ連においては民族問題は基本的に解決された」というソ連当局者と各国におけるその追隨者たちだけが唱えていた神話は崩壊した。崩壊に類しているのは神話だけではない。民族運動はソ連そのものを崩壊させようとしている。この時にあたり、マルクス主義の民族理論の根本的再検討が必要とされている。丸山氏の長年にわたる研究が上梓されたのはまことに時宜を得たものといえよう。

民族理論と呼ばれるものには二つの領域がある。一つは、民族とはそもそも何であるのか、民族問題はいかなる性格の社会的問題なのであるのか、という認識レベルのものである。いま一つは、民族問題の解決はいかにして可能なのか、被抑圧民族の解放と諸民族の友好はいかにして実現できるのか、という政策レベルのものである。私はマルクス主義理論の歴史を研究してきたが、研究の対象を認識レベルの諸理論とくに経済学をベースとする認識レベルの諸理論に限定してきた。丸山氏のこの著作は政策レベルの理論を主要な対象とするものである（補論1のみが認識レベルの理論を対象としている）から、それに対する私のコメントも素人判断の域をでないものであるかもしれないが、以下で、きわめて興味深い氏の議論に触発された諸論点を記してみたい。

丸山氏が検討の俎上にのせているのは、K. マルクス、F. エンゲルス、B.И. レーニン、И.В. スターリン、R. ルクセンブルク、K. カウツキー、O. バウアー、H.И. ブハーリン、Г.Л. ピャタコフといった人々の議論である。マルクス主義の始祖であるマルクスとエンゲルスを除けば、時期的には多くの人々が第1次世界大戦以後も活躍した人々であるが、検討の対象となっているのは第2インターナショナルの時期の議論である。また地域的には、ドイツ語圏とロシア語圏の人々である。第2インターナショナル期がマルクス主義理論の歴史のなかで最も豊富な内容をもっていたこと、ドイツ・マルクス主義が当時のマルクス主義世界において知的リーダーシップをとっていたこと、後の時代への影響力という点ではロシア・マルクス主義が最も大きなものがあったということを考慮するなら、民族理論の観点からマルクス主義の歴史を考えるに際して妥当な対象設定であるといえよう。以上の人々の議論のうちで、本書のメイン・フィギュアは「民族自決権」の体系的な主唱者であるレーニンであり、それに対抗するのはレーニンの民族理論に対する生涯の批判者であるルクセンブルクである。

レーニンの議論の検討に先立って、マルクスとエンゲルスの議論が検討されている（第1章）。ここでは、今日マルクス主義者を自称する人たちが主張するようには、マルクスとエンゲルスが民族自決権を全面的に承認していたのではないことが指摘されている。とくにエンゲルスの「歴史なき民族」の理論は、晩年に至るまで保持されていた。彼らにとっては「何よりも重要なのは西ヨーロッパの解放であって、その他のことはすべてこの目標に従属させなければならない」（16頁）ものであった。したがって、民族自決権が認められるのはあくまでヨーロッパの歴史的な大民族のみであった。

マルクスとエンゲルスの立場が、特定の民族にのみ自決権を認めるものであるのに対し、民族自決権の無条件の擁護を主張するのがレーニンである、と丸山氏は主張する（第2章）。同時に丸山氏は、レーニンのなかには民族自決権はプロレタリアートの階級闘争の利益に従属すべきであるという主張もあると指摘している。この二つの矛盾する主張は「統一」されるべきであり、しかも「統一」は可能であるとして、丸山氏は次のように述べる。本書の核心とも言えるべき箇所であるから引用してみよう。

「それは、民族自決権を対外的側面——民族相互間——と対内的側面——各民族内部——とに分け、対外的には絶対的権利（無条件の承認）、対内的には相対的権利（条件付承認）として理解しようとするものである。それゆえ、本章の冒頭に引用したレーニンの言説のうち民族自決権の無条件承認を主張しているものは、これらをすべて民族相互間に適用すべきものとみなし、民族自決権が革命の利益に従属すべきだと主張している言説のすべては、これらを各民族内部のプロレタリアートの民族問題に対する主体的態度を解明したものとみなすべきだというわけである。」（29頁）

このように理解された自決権論こそが、レーニンの主張の正しい解釈であり、かつ実践上でも民族問題解決の正しい理論である、というのが丸山氏の主張である。ただし、レーニンの議論のうちにはこのような正しい理論から

逸脱した、革命の利益の名による民族自決権の否認の主張も散見される、とも丸山氏は指摘している。また氏によれば、スターリンにはこのような統一的な把握は欠如している（第3章）。それゆえスターリンの民族理論は革命前から大ロシア民族主義に陥る契機を内在させていた。グルジア問題をめぐるレーニンとスターリンの対立の背後にはこの理論の相違があるという。この理解に従えば、今日のソ連における民族問題はスターリンの民族理論に一因があり、レーニンはその責任を免れているということになる。丸山氏の理解においては、レーニンとスターリンの理論的相違が重要である。

ルクセンブルクの民族理論の検討は、丸山氏の研究の出発点となったものであり、とくに初期のポーランド論とトルコ論は詳細である（第4章）。民族独立運動に対するルクセンブルクの態度は、当該地域の資本主義発展にかかっている。ポーランドにおいては資本主義の発達を民族独立のスローガンで時代遅れのものにしての対し、資本主義以前の段階にとどまっているトルコにおいては、諸民族がそこから独立することは進歩的なことだと考えられている。ロシア帝国内の諸民族の民族自決権を承認すべきだというレーニンに対して、ルクセンブルクは民族自決権の主張を真っ向から否定し、ポーランド民族のみに自治権を認めている。

第5章では、ルクセンブルクの『民族問題と自治』およびレーニンの「民族問題についての論評」と「民族自決権について」を素材に、両者の民族理論を対比している。すでに紹介した両者の民族理論の特徴が抽出されたあと、両者の実践上のちがいは、「表面の論争のはなばなしさが示すほどには大きくはなかった」との指摘がなされている。

第6章では、バウアーの名著『民族問題と社会民主党』を素材に彼の民族理論が検討されている。丸山氏はバウアーの理論に相当の注目を向けているが、「マルクス主義と民族自決権」をタイトルとする本書では、民族自治論の体系的な主唱者であるバウアーの検討はやや孤立した印象を与えている<sup>(1)</sup>。

補論1は、認識レベルの「民族とは何か」についての理論についての本書

で唯一の検討である。対象となっているのは、バウアー、カウツキー、スターリンの所論である。

補論2は、本書の総括をなすものである。民族理論は民族自決権とプロレタリアートの自決権（民族自決権の否定）という横軸と被抑圧民族と抑圧民族という縦軸によって4タイプに分類しうるとされ、相互比較がおこなわれている。検討されているのは以下の4タイプである。

- I. 抑圧民族の立場で民族自決権を主張：レーニン、スターリン。
- II. 抑圧民族の立場で民族自決権を否定：ピタコフ、ブハーリン。
- III. 被抑圧民族の立場で民族自決権を否定：ルクセンブルク。
- IV. 被抑圧民族の立場で民族自決権を主張：ポーランド社会党。

ただし、スターリンはI→II、ブハーリンはII→I、ルクセンブルクはIII→II、という理論の変更をおこなったとされている。

丸山氏は分析対象となる諸理論を丹念に検討され、性急に外在的な評価をくだすのを自戒され、つとめてその内在的な論理を探りだそうと努められている。研究と称してその実は自らの政治的主張の開陳を意図することの多かった「マルクス主義研究」の伝統を克服しようとする学問的姿勢がここにはうかがわれる。だが検討対象となった理論と自己の立場の一体化は完全に克服されているわけではない。補論2では明示的に「真にプロレタリア・インターナショナル精神に合致するのはレーニンの立場である」と述べられている。氏の立場は諸理論のうちでレーニンの立場に基本的に重なるものである。

レーニンの立場とは、民族自決権を対外的には無条件に承認し対内的には条件付で承認する、というさき引用したものである。対外的な無条件承認と対内的な条件付承認というこの定式化はレーニン自身がおこなったものではなく、丸山氏によるものである。丸山氏のこの定式化は二つのことを含意していると思われる。一つはこの定式化によってレーニンの諸言説を矛盾な

く理解できるということであり、いま一つはこの定式化にしたがって実際の政策がおこなわれれば民族問題は解決できるということである。レーニンの立場と自己とを一体化させている丸山氏にとっては二つのことは不可分であるようだが、これは区別すべき問題であろう。前者はレーニンの解釈の問題であり、後者の現実的有効性とはひとまず別の事柄であるからである。とはいえ、この二つのレベルでの丸山氏の議論が説得的なものであれば、研究対象と研究者自身との一体化もそれほど否定的な結果をもたらすものではない。氏の議論そのものの説得性が問題となるのである。

まず前者の解釈の問題からみていこう。丸山氏はレーニンの諸言説を矛盾なく理解するというを「統一的に把握すること」(p.29)と呼んでいる。一見して一貫していることが明らかなら統一的把握が課題になることはないのだから、あえてこのことを問題としなければならないのは、レーニンの議論には互に対立しあう二つの系列の主張が併存していると氏自身が認めていることでもある。その二つの系列とは、①民族自決権の無条件的承認と、②民族自決権のプロレタリアートの階級闘争の利益への従属という二命題である（「①-②」の並立）。

二系列の命題が矛盾する場合に一方の命題を上位に他方の命題を下位に置くことによって解決されることがある。形式的にありうるのは、①の命題に優位性を置く場合か、②の命題に優位性を置く場合である。レーニンの議論のなかには、②の命題優位の方向で説明を与えているものがある。この場合、①の命題は「民族自決権の条件付承認」と定式化すべきものと書き換えられ（①'），②の命題はその条件の内容を規定するものと理解され、この①' と②の命題は矛盾することなく整合的なものとなろう（以下「①' - ②」説と略記）。この立場はレーニン自身の言説のなかに散見されるが、丸山氏はこれをレーニンの立場とは認めない。

丸山氏は①の命題の①' の命題への転換を不必要なものとしてされている。氏

は、①の命題を対外的なもの②の命題を対内的なものと双方を限定することにより統一的に把握しようと考へ、それこそが、レーニンの立場であると主張されている。丸山氏は「①-②」の並立はそのままでは論理的に整合しないので、二つの命題に同時に限定を付すことで問題の解決が可能であるとするのである（以下「対外①-対内②」説と略記）。

「対外①-対内②」説と「①' -②」の説の二つの解釈が考えられるのだが、このような場合問題の解決はどのようにすべきであろうか。形式的な基準すなわち、「対外①-対内②」の場合が「①' -②」の場合よりも頻度が高いことを証明するのも、没論理的であるが一つの方法であろう。だが、よりまっとうな方法は両解釈の論理的整合性の分析であろう。「対外①-対内②」説は「①' -②」説よりも解釈として論理的に整合的であることが、テキストに即して論証されねばならない。丸山氏の議論にはこの論証が欠けているように思われる。

まず、「①' -②」説にたいする丸山氏の見解を検討してみよう。丸山氏は「①' -②」説を可能な解釈として検討の俎上にのせていない。それを頭から否定すべき説として扱っているのは、テキストの解釈ではなく実践的有効性にかかわる配慮からのように思われる。氏は「①' -②」説について、「このような主張は、結局のところ民族自決権の全面的否認にいきつくことになるのではないであろうか」と指摘されている。①' の命題は民族自決権の行使はその条件のある場合のみ承認されることを意味するのだから、個々の具体的状況では否認されることがあることを意味する（「全面的否認」という言い方は不正確であろう、条件次第では承認されることも含意しているのだから）。「①' -②」説が否定されるのは「民族自決権の全面的否認」を丸山氏が実践上で正しくないと考へているからであろう。氏はレーニンの言説のなかにもこのような解釈を許すものがあることを承認されているが、それは実践上正しい立場（＝「対外①-対内②」説）からの一時的な逸脱であると見なされているようだ。「①-②」の並立という外見的に矛盾する両命題

をたてたレーニンは、基本的には正しい立場にたっていたが、一時的には正しい立場から逸脱することもあったというのが、丸山氏の理解であると思われる。

このようなレーニン理解に対して、同じように「①-②」の並立を主張しているながら、丸山氏から厳しい批判を向けられている論者がいる。スターリンがその人である。その著書『マルクス主義と民族問題』（1913年）でスターリンが、レーニンとおなじく「①-②」の並立論を展開して、レーニンから賞賛を受けたことは有名である。だが、丸山氏はスターリンは民族自決権とプロレタリアートの利益の「両者の関連を何ら把握していない」（P.48）と批判している。そしてスターリンの立場は「プロレタリアートの利益のためには、他民族の自決権をいくらかでも侵害しようという論理」（同）につながると非難される。スターリンの立場は「①' -②」説であり、それは実践的に正しくないとされている。

同じように「①-②」の並立論であるが、一方ではレーニンは基本的に「対外①-対内②」説という正しい立場にたち、他方ではスターリンは「①' -②」説という誤った立場にたっていたとして非難されているのである。レーニンも「①' -②」説を展開する場合もあったが、それは一時的なもので、スターリンの場合は本音の表出であるとされてしまう。著しく不公平な取扱という印象をうける。レーニンとスターリンの立場がこれほどかけ離れたものであったなら、レーニンのスターリンに対する賞賛は何だったのだろう。理解しがたいものである。

丸山氏によるレーニンとスターリンに対する取扱の違いは、歴史的事実として両者が実践上でとった態度に関する丸山氏の評価の違いに関連するものと思われる。具体的な民族問題の処理については、グルジア問題を頂点としてレーニンとスターリンの間には対立があり、それが「レーニン最後の闘争」の重要な一環をなしていることはすでに周知であるが、丸山氏はこれはレーニンとスターリンの両者の民族理論の相違の顕在化であると考えている



ようだ。この両者の取扱の背後には、理論と政策とはつねに一致しているはずだという、丸山氏の発想がうかがわれる。

一般に、理論的立場の相違はそのまま政策上の態度の相違であると考えるのは、その理論が政策レベルのものであるにしても、きわめてナイーブな思考態度である。理論的立場から直接導かれる政策がそのまま実行されるのは経験上きわめてまれなことであり、そのような政策の実行は具体的な状況のなかでさまざまな変容を受けるのが通例である。具体的な状況についての判断の違いが政策の違いを導くことも多い。さらに実現の客観的可能性がなくてもスローガンとして掲げられるにすぎないものも存在する。左翼運動のなかにはその種のもものが掲げられることが多いのはよく知られている。理論と政策について的一般論をおいても、理論史的分析はテキストに即しておこなわれるべきで、テキストの文言をはなれて飛躍すべきではない。スターリンは自分の理論的立場を実践において裏切ったのかも知れないし、レーニンが自分の理論的立場を放棄したという解釈も可能なのである。ほぼ同様の議論をしており、両者が互いに賞賛しあっているにもかかわらず、一方には正しい理論が埋もれており、他方は誤謬に通じていると評価するのは、偏見に満ちたものといえないだろうか。民族問題を論じたテキストの上では、レーニンとスターリンとは基本的に一致していたと考える方が自然であるし、不公平な解釈であらう。

丸山氏においては、一方で「①' - ②」説はスターリン的な「大ロシア民族主義」的政策を導くものでありそれは正しくないものであるという判断があり、他方でレーニンは正しい理論を持っていてそれは正しい政策を導き出すはずだという先入観があるのではないだろうか。「①' - ②」説をめぐるレーニンとスターリンの著しく不公平な取扱はそれを示唆しているようだ。

つぎに①と②という外見的に相矛盾する両命題を「統一」したとされる丸山氏の「対外①-対内②」説について考えてみたい。まず第1に、レーニン

においてその「統一」がなされているというテキストに即した論証はあったか否かが問題となる。そもそも丸山氏によって解釈された「対外①—対内②」説そのものが、レーニン説と呼んでしかるべきものなのか否かが問題にされねばならない。すなわち、レーニンの言説には、明示的な「対外①—対内②」説が発見できるか否かが問題なのである。レーニンが明示的に「対外①—対内②」説を主張していれば、そもそも問題は生じていなかったはずだからである。

レーニンは正しい立場にたっていたはずだという先入観を疑うことなく論理を進めていった到達点が、「対外①—対内②」説ではないだろうか。だとすれば、「対外①—対内②」説は現実的有効性の観点から正しいと丸山氏自身が考える「改釈」的な理解であったのではないか。「対外①—対内②」説はレーニンの主張ではなく丸山説と呼ぶべきではないだろうか。ここには「マルクス主義理論研究」の伝統である研究対象と研究者との一体化による古典の解釈の歪みが生じている。

およそいかなる理論家であれその内部に理論的に両立しがたい諸命題を併存させないものはない。テキスト上の諸命題が論理的に矛盾したとすれば、そのことを指摘しその矛盾の理論的意味を明らかにするとともに、どちらが主調的な論理（メイン・ロジック）であるのかをあきらかにすることが理論史研究の課題であろう。後世の研究者自身が実践的に正しいと思う解決策を提起することは理論史研究とは別の課題である。丸山氏が「対外①—対内②」説を有効性において正しいと思うならば「丸山民族理論」として提起すればよいのであって、自分の理論はレーニンの解決できなかった矛盾を解決するものであると主張すればよい。

では、丸山民族理論の実践的有効性は如何なるものであろうか。「対外①—対内②」説は、形式的には可能であるようにみえる。対外的には民族自決権の無条件の承認、対内的にはプロレタリアートの階級的利益の優先（民族自決権の条件付承認）という定式化によって矛盾は解決されたかにみえる。

しかしこの定式化＝「統一的な把握」には、その適用の現実的な場面を想定すると直ちに疑問が生じてくる。幸運にも（不運にも？）、丸山民族理論は歴史上実際に実施されたことはないので、実践の有効性が現実によって否定されたことはない。しかし、その具体的適用を想定するだけでもその実施の困難性は明らかになる。ルクセンブルクのレーニン批判は、この困難性を指摘している。具体的に特定の時代の特定の被抑圧民族の独立＝自決権の行使がプロレタリアートの利益を侵害する場面を、すなわち独立によってその被抑圧民族のマルクス主義者（プロレタリアートと自分を一体のものと考えてのがマルクス主義者の思考方法である）が不利益を蒙る場面を想定してみよう。この場合、被抑圧民族のマルクス主義者は自分（＝プロレタリアート）に不利益をもたらす独立＝自決権の行使に断固反対の闘争をおこなうであろう。抑圧民族のマルクス主義者はこの被抑圧民族のマルクス主義者に不利益をもたらす独立を無条件に支持すべきだと主張するであろうか。被抑圧民族のプロレタリアート＝マルクス主義者を見殺しにする抑圧民族マルクス主義者の態度をマルクス主義者は「プロレタリア・インターナショナリズム」と呼ぶのであろうか。

ポーランドとロシアの双方の社会民主党の党員であったルクセンブルクには、ポーランドの大会ではポーランド民族独立に反対しながら、ロシアの大会ではポーランド民族独立に賛成するようなことは想像さえできなかったであろう。20世紀初頭のポーランドの独立（民族自決権の行使）という具体的な問題について、出席する党大会ごとに正反対の立場を表明することは、彼女にとって人格の分裂以外なものでもない。特定の時期の特定の民族の独立問題については、マルクス主義者の態度は一つしかないのである。民族自決権の無条件的承認をその行使＝民族独立の無条件的承認と理解するなら、被抑圧民族のプロレタリアートの利益を損なう場面が必ず生じ、被抑圧民族内部の同志＝マルクス主義者たちを見殺しにすることになる。『ロシア革命論』（1918年）における民族自決権にたいする批判はルクセンブルクのその

ような理解を明らかにしている。①の民族自決権の無条件的承認を自決権の行使の無条件的な承認と等しいものと理解するなら、具体的な場面では必ず人格分裂（＝「統一」の破壊）をもたらすのである。このことは、①の民族自決権の承認を対外的なもの、②のプロレタリアートの利益の優先を対内的なものと解釈することでは克服できないし、「統一」できるものではないのである。

丸山氏の対外的な自決権の無条件的承認論は自決権の行使の無条件的承認と等しい内容をもつものであると思われる。その場合、ルクセンブルクの民族自決権論批判は的確にそれを射抜いている。ルクセンブルクは、丸山氏と同様にレーニンの民族自決権論を自決権行使の無条件承認と理解し、丸山氏とは正反対にそれに断固として反対したのであった。民族自決権行使の無条件的承認は、具体的な場面においてはプロレタリアートの利益を脅かすものとなりうることを感知したからである。丸山氏とルクセンブルクの民族自決権論理解は基本的に一致している。しかし、そこから二人は分岐する。丸山氏はそれを正しいものと考え、ルクセンブルクはそれに真っ向から反対する。

ルクセンブルクが理解する「レーニン説」は丸山民族理論に基本的に一致するものであり、レーニンの主張が丸山氏の如きものであると考えたがゆえに、ルクセンブルクはそれを断固として批判したのである。そして彼女の批判は、丸山氏の考える「統一」が不可能であることを的確に指摘している。なお、ルクセンブルクの立場も、民族の独立が進歩的な意義をもつ場合には、自決権の行使を承認するものであるから「①'－②」説であるといつてよいであろう（進歩的なものとプロレタリアートの利益とを等置するのがマルクス主義的発想である）。かくして「対外①－対内②」説はマルクス主義の立場からは認めがたいものなのである。

しかし、レーニンの自決権論は丸山民族理論（＝「対外①－対内②」説）

とはその含意をやや異にしているようにおもわれる。離婚の権利を無条件に承認することは夫婦間の離婚（離婚権の行使）を無条件に勧めるものではないというレーニンの説明はよく知られている。彼は民族自決権の無条件の承認を主張するが、自決権の行使を無条件に承認するわけではない。私は自著でレーニンの自決権論は、「具体的なある民族が自決権を行使すべきか否かについての判断を示していない」と指摘しておいたが<sup>(2)</sup>、彼の議論はロシア帝国のなかで呻吟する被抑圧諸民族が一般に独立する権利を「保持する」ことを支持するものであり、具体的にある特定の民族が独立することについて判断を下すものではない。権利を保持することは無条件に支持するが権利の行使を無条件に支持するものではないというのがレーニンの主張である。一方②のプロレタリアートの利益の優先ということは無条件のものである。「プロレタリアートの自決権」ということはこのことを表すものである。したがって、「プロレタリアートの自決権」はその保持が無条件であるとともにその行使も無条件である。「①－②」の並立の内容は①については保持は無条件であるが行使は条件付、②については保持も行使も無条件であるというものである。これは、さきにも「①'－②」説と内容的に一致する立場である。①と②の矛盾とみえたのは保持＝行使と考えただけであり、保持と行使を区別して考えるなら矛盾はない。これがレーニンの立場であり、自決権の行使という面だけでみれば「①'－②」説であり、マルクスやエンゲルス（そしてルクセンブルクも）の民族問題の処理の仕方とも合致する立場である。

丸山氏は対内的なプロレタリアートの階級的利益の優先を「プロレタリアートの自決権」とよんで、「民族自決権」と同格の関係にあるとみなしているようである（226頁の図の横軸はそれを示している）。そのような理解はレーニンの主張から離れたものであろう。「プロレタリアートの自決権」を第1とすることは、丸山氏が検討されているマルクス主義者全員に共通するものである。レーニンの民族理論の特徴は、保持という面においてのみ民族

自決権が無条件に承認されていることである。

自決権の行使という面においては浮かび上がってくる「①' - ②」説がレーニンの真の立場とするならば、「①' - ②」説のゆえに丸山氏によって非難されてきたスターリンの立場は、やはりレーニンの立場と基本的に一致していたといえる。これによって、丸山説では理解の不可能であった『マルクス主義と民族問題』に対するレーニンの賞賛も整合的に理解しうるのである。

丸山氏は、その行使が無条件に支持されない民族自決権の保持を無条件に承認しても何の意味があるのかという疑問を投げ掛けられるかもしれない。民族自決権の行使と保持とを区別したうえで以上の議論は、具体的にある被抑圧民族の独立が問題となり、その独立がその被抑圧民族のプロレタリアート＝マルクス主義者に損害をあたえる場合には何の意味もないではないか、行使においては民族自決権はプロレタリアートの利益に服するというなら、「民族自決権の無条件承認」を掲げるのは欺瞞ではないのか。このような疑問は生じて当然であろう。具体的な局面では民族自決権の保持の「無条件承認」の論理は意味をなくす場合もある。

民族自決権論は具体的なある被抑圧民族の独立か否かが問題となる場面を想定して提起されたものではなかった。それは、ロシア帝国内部の非プロレタリア的な被抑圧民族解放運動をどのように味方に（＝統一戦線に）獲得するかという観点から提起されたものであって、具体的な民族問題を如何に解決するのかの方策を最初から含んでいないのである。レーニンの民族自決権論は民族問題の解決策としては抽象的なレベルの議論にとどまっている。彼の民族自決権論を民族問題の具体的解決策と考えるとところから解釈の誤りが生ずる。民族自決権論は、ルクセンブルクのポーランド民族自治論やバウアーの民族自治論とは次元の違う議論なのである。

丸山氏は再度問われるかも知れない。しかし、レーニンの立場が「①' - ②」説だとしたら、その立場は大ロシア民族主義に陥る契機を含むものでは

ないのか、それは歴史的に形成された大民族中心主義につながるのではないのか、と。然り。マルクス主義の民族理論を貫く「①' -②」の系譜は、プロレタリアートの利益の名のもとに被抑圧民族の民族主義的運動を抑圧する機能を果たす可能性を否定できない（ただし必然的に大民族中心主義につながるとはいえない）。あるいはマルクス主義を標榜する権力による民族運動の圧殺の正当化の論理となる可能性がある。レーニン自身がポーランド侵攻において「革命の輸出」をおこなったのは彼の民族理論に何ら背くものではなかったのである。民族独立運動がプロレタリアートにとって利益をもたらすときには、マルクス主義者は進歩と呼びそれを支持する。利益をもたらさないときには支持しない。これはマルクス、エンゲルスからスターリンまでを貫く「赤い糸」である。レーニンはこれに対して民族自決権の保持の無条件的承認を付け加えたが、マルクス以来の「赤い糸」に異論を唱えるものではない。ルクセンブルクの立場もこの「赤い糸」にそったものであり、レーニンに対する批判は「欺瞞」を嫌う（非プロレタリア勢力との妥協を嫌う）。彼女の率直さの現れといえよう。

丸山氏がレーニンとスターリンの民族理論の相違の現れと考えた、グルジア問題に対する態度の相違も以上の理解を踏まえて考え直すべきであろう。両者の革命以前の民族理論が基本的に一致していることを踏まえるなら、両者の態度の相違は民族理論の相違の現れとみなすことはできない。このことは両者がその対立を理論上の対立と考えていないことからもういえる。「忠実なレーニン主義者」として振る舞おうとしたスターリンがレーニンを理論的に批判することはありえない。またレーニンも、その「遺書」のなかでスターリンは「粗暴」すぎることをもって書記長解任を求めたが、マルクス主義理論からの逸脱をもって非難しているわけではない。レーニンのブハーリンに対する評価がその理論的立場がマルクス主義でないことにかかわるものであったのに対して、スターリンに対する批判は「粗暴」という個人的資質

のレベルにかかわるものであり、理論のレベルのものでなかったことは、レーニンのスターリン評価の特徴として銘記しておくべきであろう（スターリンはそもそも理論形成能力が乏しいということもある）。

グルジア問題をめぐる対立は具体的な歴史分析の対象で理論史からの切込みは難しいものであるが、二つのことを留意すべきだと思われる。まずレーニンもスターリンも民族自決権に関する論文を執筆した時期は革命以前で、その場合の課題はロシア帝国内の民族独立をめざす運動（その担い手は民族ブルジョアジー、小ブルジョアジー、農民と考えられていた）を反ツァーリズムの陣営に如何に引き入れるかという統一戦線の問題として考えられていたことである。民族自決権の行使ではなく保持の無条件承認という、ルクセンブルクからみれば欺瞞的な方針もこの必要から生まれている。被抑圧民族の非プロレタリア勢力の反ロシアのエネルギーを反ツァーリズムの方向に向けることをこのスローガンは狙いとしている。したがって、特定のある民族が独立すべきか否かなどということは問題になっていない。したがって、マルクス主義者の権力獲得後の具体的な各民族の独立か統合かが問題になる局面では、民族自決権論からは民族政策は導かれえない。

しかし、民族自決権論（「①-②」の並立）の背後にあった「①' -②」の立場は、具体的な民族政策と無関係ではない。「①' -②」の立場とは、プロレタリアートとの利益は民族の自決権の行使に優先するというものであったから、ある民族の独立がプロレタリアートの利益に背くものであるなら、それは反進歩的なものであり自決権の行使は押さえつけられる。「①' -②」説は、グルジア問題についてのスターリンの立場を批判するよりどころにはなりえないし、むしろ正当化の論理として機能しうるものである。レーニンのスターリン批判が、民族理論からの背馳を責めるものでないことはこれを示している。

では、スターリンとレーニンの態度の相違はどこから生じたのか。理論的立場を同じくしており、その理論的立場がスターリンの態度を批判する根拠



となりえないものであったのだから、レーニンの批判は運用上の問題にかかわるものであるか、レーニン自身の理論的立場の変更を意味するものであるかのどちらかであろう。

レーニン自身の理論的立場の変更は考えられないことではない。石堂清倫氏のいうように<sup>(3)</sup>、戦時共産主義からネップへ、社会民主主義打撃論から社会民主主義との同盟論へと、1921年頃を境により穏健な立場へとレーニンは移行した。この移行が戦術的なものではなくより根本的なものである可能性はある。民族問題についてもプロレタリアートの利益の優先論の理論的変更があったかも知れない。しかし、残されたテキストからみる限り民族問題に関する「①' -②」の立場を変更するような理論の展開はない。

レーニンのスターリン批判はあくまで運用上の問題以上のものではなかったのではないだろうか。レーニンのスターリン批判は「粗暴」さに向けられたものであった。レーニンにはスターリンの行動は理論以前の問題であったと思われたのであろう。レーニンの問題点はスターリンに対する批判がこのような個人的資質のレベルにとどまったことであろう。プロレタリアートの利益の優先論をあからさまにだしてしまえば非プロレタリア勢力の反発を招き、長期的・大局的な観点からみれば結局はプロレタリアートの利益を損なうという配慮がレーニンの批判の内容であったのではなかろうか。大局的な観点から具体的な政策を提起できるか否かが、実践的には非常に大きな意味をもつことがあり、グルジア問題においてまさにそのような意味をもったのであろう。しかし、大局的な観点から非プロレタリア勢力に譲歩をするという方針は、プロレタリアートの利益優先という根本的立場に手をつけないのであるから、レーニンのような権威ある指導者以外には党内反対派からの「左翼的」な原則論による攻撃に弱いものである。

「①' -②」のようなプロレタリアートの利益が第1で、非プロレタリア勢力の利益はその枠内で配慮されるという論理は、民族問題についてのみで

なく、マルクス主義者の議論によく現れるものである。たとえば、民主主義運動や農民運動との関係が問題となる場合である。すなわち「民主主義統一戦線」とか「労農同盟」とか、統一戦線が問題となる場合である。この種の問題がマルクス主義者に意識されるのは、プロレタリアートが社会の多数者ではなく、主要な敵との闘争においては同盟者が必要であると考えられるからである。通例このような統一戦線が必要な社会は、資本主義の発展が不十分な社会であるか、資本主義の過剰な発展が民主主義を侵害したり農民の利益を損なっている社会であると考えられている。この場合、民主主義的理念や制度あるいは農民の利益そのものの価値が認められているわけではないので、それに固執することがプロレタリアートの利益を損なうものとみなされる場合は、簡単に見捨てられる。「左翼的」原則論の復活である。民族自決の権利も同様であった。

プロレタリアートの支配が全世界的に確立され、共産主義の段階へと進むにしたがって、社会対立のない無矛盾社会に近づいていく。無矛盾社会では民主主義も農民固有の利益も民族自決も問題になりえない。プロレタリアートの権力はこのような社会進歩の機関車である。民主主義的・農民的・民族的主張はこの権力を強化する場合には進歩的とされ支持される。そのような主張がこの権力を弱める場合には反進歩的とされ抑圧されなければならない。以上がマルクス主義者の発想であり、論理であった。マルクス主義者たちは理想社会における非プロレタリア勢力との利害の調整・妥協を想定した政治理論を持たなかったといえよう。この欠如の結果、非プロレタリア勢力との妥協は一時的な措置であるとしか考えられなかった。革命以前の統一戦線政策も多数派獲得の戦術以上の意味は持っていなかったであろう<sup>(4)</sup>。民族自決権論はその一つであるといえよう。

丸山氏の民族自決権論は、自決権の保持と行使を区別していないことにおいてレーニンの民族自決権論とは異質であった。また、一定の民族政策を導

くことが可能な理論である点でも、レーニンの民族自決権論とは異質である。丸山氏の民族自決権論理解は、ルクセンブルクと同様に自決権の保持と行使を不可分のものとするものである。丸山氏は、自決権の行使の承認を対外的なもの、プロレタリアートとの利益の優先を対内的なものと考えれば、「統一」的に把握することができ、正しい民族政策を導くものと考えておられる。この議論はマルクス主義理論史研究の範囲を越えた理論形成的営為に属するものである。丸山民族自決論は丸山氏のオリジナルなものであり、民族理論史研究の対象となりうるものであるが、ルクセンブルクが理解した「レーニン」説とほぼ同じ内容を持つ。そして、ルクセンブルクの「レーニン批判」は、ほぼそのまま丸山民族自決権論を射抜くものとなっている。「対内①-対外②」の立場は外見的統一をみせるのみで、具体的な局面において民族問題解決の統一的な方針を導くものではない<sup>(5)</sup>。

氏の著作はなによりも、マルクス主義の諸潮流の主張を、テキストに従ってその論理を明らかにするという、理論史研究の本道をいくものであった。そしてパウアーの民族自治論の先駆的検討など研究史上に大きな足跡を記すものである。しかしながら、氏の民族自決権論は、民族問題解決の正しい理論があるはずだとその前提にたち、それを強引にレーニンのなかに探り出すことになっている。解釈上は、それによってレーニンのなかのプロレタリアートの利益優先を主張する文言を処理しえなくなるとともに、スターリンとレーニンの理論的相違を決定的なものにし、レーニンのスターリン評価とスターリン批判の特徴について理解するのを困難にしている。

政策レベルの理論を検討する場合に陥り易い研究上の陥穽は、実際の政策と理論は合致しており、したがって政策の結果生じた経験的事実もその理論がもたらしたものである点である。伝統的な「マルクス主義理論研究」は、正しい理論の結果素晴らしい現実が実現されたという「社会主義」権力に対する帮間的なものであった。現存社会主義の現実が「素晴らしい

い」ものであるか否かは、具眼の者にはつとに明らかになっていたが、近年その真の姿が何人の眼にも明らかになった現存社会主義の崩壊の後にはこのようなタイプの議論はごく少数になろう。また、現存社会主義を「悪の帝国」とみなし、そのような現実マルクス主義という「悪魔のイデオロギー」によってもたらされたとする反共主義的議論も理論と現実との必然的一致論にたつもので、伝統的な「マルクス主義理論研究」の議論を裏返したものにすぎなかった。

丸山氏の著作は以上の両タイプのような、非学問的なレベルのものとは次元を異にしているが、理論と現実の政策とを性急に結び付けようとする衝動に抗しきれなかったところがある。先にも述べたように実行された政策は理論から直接に導かれる場合もあるが、具体的状況の影響から修正された形の政策が実行される場合が多い。また、建前としてのみ理論が掲げられる場合もある（国外に対する宣伝、国内大衆の慰撫、反対派の封殺）。個々の政策の実行と理論の提示がどれに当たるかは、総合的な歴史研究にまつべきであるが、テキストの分析を固有の領域とする理論史研究は、まず文言の論理的な分析によって理論的諸命題の含意を確定するとともに、諸命題相互の関連を明らかにすることを課題にすべきであろう。理論的諸命題が現実にたいしてどのような意義をもっていたのかを正反両面から明らかにする作業はそれに続くものである。

レーニンとスターリンの民族自決権論は権力獲得後の政策を導くものではなく、革命前の統一戦線への被抑圧民族の非プロレタリア的諸勢力の取り込みのスローガンであったといえる。だが、民族自決権論を構成する諸命題はその歴史的分脈を離れても機能しうる。たとえば、ソ連内部の少数民族を含めた被抑圧民族の抵抗のスローガンとし機能することは可能であろうし、「社会主義」権力による少数民族の抑圧を正当化する機能も果たしうるであろう。そのような理論の人類史における意義の確定作業に対して理論史研究は前段的なものにすぎない。だがそれは不可欠な作業なのである。

註

- (1) バウアーを軸としてレーニンやルクセンブルクとの比較検討をおこなった丸山氏の分析は、『社会思想史研究』第13号掲載の「自決か自治か：比較民族理論への一試論」に見られる。
- (2) 太田仁樹『レーニンの経済学』（御茶の水書房，1989年）183頁以下。
- (3) 石堂清倫『続 わが異端の昭和史』（勤草書房，1990年）323頁。
- (4) マルクス主義の政治理論を考える場合、プロレタリアートの利益を真に認識しうるのはマルクス主義者のみであり、「即自的」な賃労働者たちはそれを認識しえない。したがって、真にプロレタリア的な政策を提起しうるのもマルクス主義者のみであるという論理構成が取られていることも大きな問題点である。この論理によって現実の労働者の主張も非プロレタリア的諸勢力の主張と同様に処理されることが可能となる。マルクス主義政党論もこの認識論・階級論を基礎としている。
- (5) 丸山氏自身は自らの民族自決権論（氏によれば「レーニン説」）に対して距離を置きつつあるようである。1991年6月3日付『朝日新聞』によせられた「民族自決権は万能薬か」という論考において、氏は「民族自決権の文字通りの実現は、決して好ましい結果をもたらすものではない」と指摘し、「レーニンが望んだ様に大国家（広域経済圏）の中で諸民族が相並んで平和のうちに仲よく暮らす道を追求しなければならない」と主張されている。レーニンの「願望」が民族自決の実現ではなかったという指摘には同意しうる。だが、マルクス主義理論史研究の立場から確認しておくべきことは、その願望を実現するための理論も方策も、レーニンは定式化することはなかったということである。